

厚生労働省告示第二百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年六月四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>1145] に掲げる高度管理医療機器</p>	<p>ら 1067、 1103 1069、 まで、 1072、 1107、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086、 1121、 から 1122、 1090 まで、 1126、 1128、 1093 から 1129、 1095 まで、 1131、 1135、 1098、 1139、 1099、 1143、 1101 及び か</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、</p>	<p>改正後</p>
<p>掲げる高度管理医療機器</p>	<p>ら 1067、 1103 1069、 まで、 1072、 1107、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086、 1121、 から 1122、 1090 まで、 1126、 1128、 1093 から 1129、 1095 まで、 1131、 1135、 1098、 1139、 1099、 及び 1101 に か</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)